

大野城市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成26年9月29日

木材は、断熱性、調湿性に優れ、心身への癒しや衝撃を緩和する効果が認められるほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる再生可能な資材である。

また、その利用を促進することは、林業活動を活性化し、本来、森林の有する地球温暖化の防止、水源かん養等の多面的機能の持続的な発揮に貢献することになる。

これらを踏まえ、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、福岡県が公表した「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(平成24年1月30日付け林振第2698号。)に即して、大野城市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を以下のとおり定めるものである。

第1 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策について

1 木材の利用を促進すべき公共建築物等

公共建築物等とは、市が整備する建築物及び民間が整備する建築物で広く市民に利用され、文化、福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められるものであり、代表的なものは、以下に掲げる建築物とする。

体育施設	体育館など
保健・衛生施設	病院、診療所など
社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設など
教育施設	幼稚園、小学校、中学校など
住宅施設	市営住宅
その他の施設	生涯学習施設、公共交通機関の旅客施設など

2 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

以下のとおり施策の方向を定め、木材の利用の促進に努めることとする。

(1) 公共建築物等の木造化の促進

市は、次の3の木造化(注1)を促進する公共建築物等の範囲に該当するものについて、木造化に努めることとする。

(2) 公共建築物等の内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物等について、直接または間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化(注2)が可能と判断される場合については、木質化を図るよう努めることとする。

(3) 公共建築物等において利用する木材

市内及び市近郊並びに県内の森林整備の促進、関連産業等の振興を図るため、県産材の木材を可能な限り使用するものとする。

ただし、長尺、大断面等の特殊材で、調達が困難な木材については、国産材の調達を

検討し、木材の利用促進に努めることとする。

(4) 公共工事における木材の利用促進

公共土木工事においては、周辺の環境との調和を考慮した木材の利用に努めることとする。

また、公共土木工事における木材利用にあたっては、可能な限り県産材の木材を使用することとする。

(5) 備品等における木製品の利用促進

公共建築物等に使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用促進に努めるものとする。

また、備品等の木材については、国産材を原材料として使用したものの利用に努めることとする。

なお、備品等の利用促進にあたっては、使用形態、環境及びコストなどを十分に検討しなければならない。

(6) 市民等への普及・啓発

木材利用の意義や木材の良さについて、一般消費者にわかりやすく訴えるなど、市民等への普及啓発に努めるものとする。

3 木造化を促進する公共建築物等の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコスト面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物等の整備においては、1の木材の利用を促進すべき公共建築物等のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物等において、木造化の促進に努めるものとする。

ただし、木造化が建築物のライフサイクルコスト（注3）の増大を著しく招くことがないこととする。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物等であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては、木造化に努めるものとする。

なお、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下に掲げる公共建築物等については、木造化を促進する対象としないものとするが、可能な限り木質化に努めるものとする。

○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点施設や避難施設等の災害応急対策活動に必要な施設
- ・航空機の騒音を防止する必要があると認められる騒音対策施設等
- ・警察施設等の収容施設で治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・木造以外の構造であって伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき施設 など

第2 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

市が整備する公共建築物等における木材利用の目標数値については、以下に掲げるとおりとする。

	目標値（平成27年度から平成36年度）
木材利用量 (m^3)	30

第3 その他市内の公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

公共建築物等における木材利用の促進を効果的に図っていくため、関係部・課と連携し、公共建築物等における木材利用の促進に努めるものとする。

また、市は、国及び県と連携し、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物等の情報や公共建築物等における木材利用の促進に関する施策についての情報を収集し、木材利用の促進を図れるよう、情報を提供するなど必要な支援を行うものとする。

(注1)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

(注2)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁等の室内に面する部分、外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注3)「ライフサイクルコスト」とは、計画・設計等の段階から、維持管理及び解体・廃棄等を含むコストをいう。